

令和4年度 大阪市医師会連合会 正・副委員名簿

(任期：令和4年6月23日～2年後に開催予定の定例代議員会終結の時まで)

	医 師 会	正 委 員	副 委 員
北 部	大阪市北区	本 出 肇	米 田 円
	都 島 区	泉 岡 利 雄	矢 木 泰 弘
	大阪市大淀	田 上 大 作	柏 井 三 郎
	大阪市東淀川区	△ 辻 正 純 (新)	岡 部 登志男
	大阪市淀川区	小 川 彦一郎	西 阪 誠 泰
	大阪市旭区	○ 焦 昇	木 野 稔
西 部	大阪市福島区	中 島 滋 郎	福 井 信
	此 花 区	板 東 博 志	八 幡 暁 直
	大阪市西区	△ 石 村 順 治	内 藤 方 克
	大阪市港区	◎ 河 村 禎 人	出雲谷 剛
	大阪市大正区	檉 原 秀 一	志 水 一 夫
	西淀川区	若 杉 太 郎	竺 原 俊 光
東 部	大阪市中心区東	村 野 実 之	丸 川 恭 子
	天王寺区	片 岸 達 夫	長谷川 哲
	大阪市中心区南	小 島 昭 重	山 口 哲 男
	浪 速 区	有 田 繁 広	徳 田 好 勇
	東 成 区	岩 本 伸 一	林 正 則
	生 野 区	谷 本 吉 造	大 江 洋 史
	大阪市城東区	高 田 淳	勝 田 吉 重
	大阪市鶴見区	○ 藤 村 成 人	長谷川 正
南 部	大阪市阿倍野区	潮 見 満 雄	河 島 祥 彦
	大阪市住吉区	白 木 隆 士	霜 野 良 一
	大阪市住之江区	宮 武 利 行	後 藤 清
	大阪市東住吉区	○ 森 能 史	石 橋 秀 俊
	大阪市平野区	井 藤 尚 之	上 田 省 三
	大阪市西成区	二 木 理 人	吉 村 昌 佳

◎：会長

○：副会長

△：会計監督者

(令和5年7月10日現在)

令和4年度 大阪市医師会連合会 評議員名簿

(任期：令和4年6月23日～2年後に開催予定の定例代議員会終結の時まで)

医 師 会	定数	評 議 員 氏 名		
大阪市北区	⑪	石 井 豊	太 田 祥 彦	大 原 裕 彦
		中 川 清 彦	澤 田 宏 子	栗 原 陽次郎
		藤 平 隆 宏	中 井 健	藤 本 啓 治
		古 林 圭 一	葛 下 典 由	
都 島 区	④	柏 井 卓	田 渕 幸 子	安 藝 敏 彦
		白 紙 靖 之		
大阪市福島区	⑤	山 中 幹 基	猿 渡 善 治	塚 本 雅 子
		百 済 尊 彦	霞 雅 子	
此 花 区	③	安 田 健 司	日 野 聡	島 村 裕
大阪市中央区東	⑦	天 方 義 郎	上 田 厚 夫	川 添 哲 央
		小 林 光 男	瀬 浦 敏 志	則 岡 直 樹
		柳 生 隆一郎		
大阪市西区	⑦	安 井 潔	平 山 優 子	島 野 直 人
		長谷川 太 郎	中 村 敏 明	本 城 昌
		原 田 由利香		
大阪市港区	③	土 田 茂	坂 元 一 夫	高 瀬 卓 志
大阪市大正区	③	足 立 俊 之	西 幹 二 郎	本 庄 尚 謙
天王寺区	⑦	喜多岡 雅 典	平 岡 哲 郎	出 馬 晋 二
		大 手 昭 俊	丸 井 隆	田 中 薫
		太 田 正 佳		
大阪市中央区南	④	川 崎 紀 彦	西 村 将 人	牧 村 智 広
		川 井 秀 一		
浪 速 区	④	久保田 泰 弘	藤 吉 理 夫	原 田 直 己
		入 野 宏 昭		
大阪市大淀	②	吉 本 裕	森 田 昌 宏	
西淀川区	③	森 川 司 朗	赤 路 英 世	佐 藤 弘 明
大阪市東淀川区	⑦	濱 田 泰 彦	池 岡 博 之	飯 原 啓 介
		前 納 健 二	久 徳 美 樹	渋谷 洋 子(新)
		中 城 和 也(新)		
大阪市淀川区	⑥	金 崎 幹 彦	齋 藤 淳 子	和 田 安 弘
		西 村 裕 之	今 井 環	熊 野 久美子
東 成 区	④	萩 原 辰 男	左 川 均	曾我部 豊 志
		野 崎 俊 一		

令和4年度 大阪市医師会連合会 評議員名簿

(任期：令和4年6月23日～2年後に開催予定の定例代議員会終結の時まで)

医 師 会	定数	評 議 員 氏 名		
生 野 区	⑥	松 本 圭	草 野 孝 文	宮 本 峯 豪
		峯 孝 子	奥 野 泰 久	有 澤 健 司
大阪市旭区	④	中 谷 武 嗣	村 上 仁 士	中 村 浩
		井 上 剛		
大阪市城東区	⑦	古 瀬 忍 み	小 島 朗	澤 田 達
		大 道 道 大	北 野 均	鹿 野 裕 子
		池 尻 真 康		
大阪市鶴見区	③	川 寄 良 明	安 住 治 彦	田 中 利 彦
大阪市阿倍野区	⑥	武 田 正	松 木 智 子	神 藤 佳 孝
		中 野 晋 吾	奥 川 帆 麻	山 田 良 宏
大阪市住吉区	⑤	澤 田 秀 智	西 島 孝 裕	丸 山 琢 雄
		三 谷 武 生	岩 本 善 介	
大阪市住之江区	④	芳 野 裕 明	中 谷 守 一	長谷川 浩 司
		宮 内 晃		
大阪市東住吉区	⑤	中 島 道 隆	榊 徳 子	竹 田 彩 子
		岡 部 眞	和 田 昌 教	
大阪市平野区	⑥	金 七 龍	森 脇 計 博	佐 田 玲 子
		渡 邊 勉	撫 井 弘 二	鳥 山 栄 樹
大阪市西成区	④	赤 木 利 彰	阪 本 憲 一	古 志 武 彦
		岩 本 崇		

(令和5年7月10日現在)

令和5年7月5日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

令和5年度大阪市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金の交付について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の感染症対策をはじめ、保健・衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月28日付けで厚生労働省から令和5年度の個別接種促進支援事業の実施に関する通知があったことを受け、本市における取扱いについて下記のとおり定めましたので、お知らせさせていただきます。

引き続き、本市新型コロナウイルスワクチン個別接種事業へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 事業概要

新型コロナウイルスワクチン接種に必要な体制を継続的に確保することを目的とし、要件を満たす個別接種を行った医療機関に対し、協力金を交付します。

申請にあたっては、必ず、別紙又は本市ホームページに掲載している「大阪市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金交付要綱」にて、申請の条件や各用語の定義等を十分にご確認ください。

大阪市HP : <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000601899.html>



2 申請対象者

集合契約方式により、本市と新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約を締結している、大阪市内に所在する診療所

3 交付要件及び協力金の額

次のいずれにも該当する場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数あたり2,000円を交付します。

- (1) 週100回以上の個別接種を「4 申請手続き」に記載の「対象期間」中に、4週間以上実施
- (2) 週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週に、少なくとも1日は時間外、夜間または休日に係る接種体制を用意

④ 申請手続き

大阪市政府オンラインシステムの「【第〇期】新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請（請求）」にて、次のとおり受付等を行います。

	対象期間	申請受付期間	支払予定日
第1期	5/1(月)～7/2(日)	7/5(水)～8/4(金)	9/29(金)
第2期	7/3(月)～8/31(木)	9/1(金)～9/30(土)	11/30(木)

※第3期以降の実施については現時点で未定ですので、決まり次第お知らせいたします。

(注意事項)

- ・受付期間内に申請できない場合は「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金担当（電話番号：06-6377-8071）」までご相談ください。
- ・申請する際は、対象期間中に接種した大阪市民の予診票を大阪市新型コロナワクチン接種事務処理センターへ漏れなく送付してください。

市外の市民の接種回数も（市外の記入欄）
医療機関へ各々入力

5 その他

本市ホームページに本協力金の専用ページを作成し、詳細を掲載していますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

大阪市HP：「大阪市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000601169.html>



＜大阪市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金の申請の問合せ先＞

大阪市ワクチン発注受付事務局内 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金担当

電話：06-6377-8071（平日（月～金）9:00～17:00）

大阪市保健所
感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）
電話：06-6647-0813 FAX：06-6786-8003



12月に

特定健診を
受診しませんか？



大阪府、豊中市国保、大阪府医師会、
豊中市医師会の医療機関協力勧奨

特 定 健 診

特定健診実施医療機関より、今年度未受診のあなたに受診を勧奨いたします。



受付で
このリーフレットを
手渡されたら...

手順1

あてはまる方にチェック(☑)をしてください

☐ 今年度、特定健診を
受けていない
または、特定健診を
知らない

☐ 今年度、特定健診を
受けた



手順2

待ち時間に、このリーフレットの中面を
みてください



手順3

診察時に、医師または看護師に
この用紙を渡してください

※下記は医師または看護師がチェック(☑)します

☐ 特定健診を
受診しよう
裏面でご案内します

☐ 来年度も、特定健診を
受けよう

医師である私からも、1年に1回、定期的に、
特定健診を受診することをすすめます



STEP 1

受診する日時を決める

当院で特定健診を受診できます
受付で特定健診の予約が可能です



STEP 2

受付で申し込む

特定健診の受診を申し込んでください

他院での受診を希望される場合は
こちらをご確認ください。



私の受診予定

受診日時：

月 日 時

受診場所：

当日の持ち物

特定健診の受診券、国民健康保険証

※特定健康診査の受診券がお手元ない場合は、
けんしん市問合せダイヤル06-6152-7538までお問い合わせください

豊中市の40歳～74歳の国民健康保険加入者の方へ

自分のカラダ、健診で知ろう！
年に1度の健康チェック

特定健診の お知らせ



大阪府医師会
大阪府



※このリーフレットは2021年度「特定健診受診券配布プロジェクト」
（大阪府立大学大学院看護学研究科、大阪府健康推進部健康
推進室）で作成しました。

自覚症状がなくても
特定健診を受ける方が
増えています

POINT

01

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、
気づかないうちに、
あなたの血管を傷めています。
自覚症状がなくても、特定健診は
血圧値や血糖値などの異常の
早期発見につながるため、
受診する方が増えています。

毎年、特定健診を受診し、
定期的に検査を受けることで、
生活習慣病の早期からの
適切な治療につながります

POINT

02

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、
進行すると、重篤な合併症を
引き起こす危険性があります。
生活習慣病の予防や早期発見、
早期からの適切な治療のために、
1年に1回、定期的に、
特定健診を受診することが大切です。

毎年特定健診を
受けている方の
約7割は医療機関に通院中
の方でした*

POINT

03

特定健診では、
問診・診察、血圧測定、
身体計測に加えて、
血液検査や尿検査を行っています。
医療機関に通院中の方も、
特定健診の受診について、
かかりつけ医に相談してください。

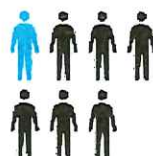
高血圧

糖尿病

2人に1人



7人に1人



近年、40~74歳の方の約2人に1人が高血圧、
約7人に1人が糖尿病といわれており、他人
ごとではなくなっています。

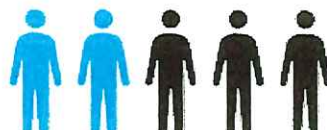
<2019年国民健康・栄養調査より>

もっと詳しく知りたい人は、こちらにアクセス



透析治療を開始した方の原因疾患
糖尿病腎症

5人に2人



近年、透析治療を開始した方の約5人に2人は
糖尿病腎症（糖尿病の合併症）の重症化によって、
透析治療を開始しています。重篤な合併症の予防
には早期からの適切な治療が大切です。

<2019年日本透析医学会統計調査より>



血液検査では生活習慣病の早期発見に大切な血糖、
血清脂質、肝機能の検査を行っています。
尿検査では尿糖、尿蛋白の検査を行っています。

血液検査
の項目

血糖：空腹時血糖またはHbA1c
血清脂質：中性脂肪、HDLコレステロールなど
肝機能：GOT、GPT、γ-GTP
※検査項目は市町村によって増える場合があります。

*2020年に40~64歳の国民加入者を対象に実施した「特定健診受診率向上
プロジェクト」(大阪府立大学大学院看護学研究科、大阪府健康医療部
健康推進課)の調査結果より

大阪市立学校園ストレスチェック制度にかかる面接指導業務 Q&A (R5)

大阪市教育局事務局

(実施件数等)

Q1. ストレスチェック制度の面接指導はどれくらいの件数になるのか。学校産業医の負担、業務量はどの程度か。

A1. 令和4年度、大阪市教育局では14,461名の教職員を対象にストレスチェックを実施し、13,388名から回収しました。

その結果、「高ストレス者（医師による面接指導が必要であると実施者である教育委員会事務局教務部医務監が判断した者）」と判定された者が1,399名（全受検者の10.4%）、学校産業医による面接指導を受けた者が40名（全受検者の0.3%）との実績でした。

また、令和4年度の面接指導では、前年より被面接者数が2名増加（38名→40名）しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、流行前の状況に戻すべく校務運営を行ってまいります。昨年度の面接指導件数の実績を踏まえると、面接指導医の負担としては大きく変わらないと考えております。

<参考1> 大阪市教育局におけるストレスチェック 過去3年間の実績

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (A)		16,161	16,405	14,461
個人結果	回収数 (B)	14,953	14,635	13,388
	回収率 (B/A)	(92.5%)	(89.2%)	(92.5%)
	高ストレス者 (C)	1,158	1,363	1,399
	高ストレス者 (C/B)	(7.7%)	(9.3%)	(10.4%)
面接指導	被面接者数 (D)	44	38	40
	面接実施率 (D/C)	(3.8%)	(2.8%)	(2.8%)
	全受検者における 面接実施率 (D/B)	0.3%	0.3%	0.3%

<参考2> 全国のストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者は0.5%。（労働安全衛生調査（実態調査）平成29年 特別集計）

(実施体制等)

Q2. ストレスチェック制度において、産業医にはどのような職務、役割が義務付けられているのか。

A2. 労働安全衛生規則に産業医の職務として、「心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること」が追加されましたが、この規定は産業医がストレスチェックや面接指導等の実施に直接従事することを求めているものではありません。安全衛生委員会で意見を述べるなど、何らかの形でストレスチェックや面接指導の実施に関与すべきこと

が定められたもので、労働安全衛生法上の罰則等はありません。

ただし、厚生労働省は、「事業場の状況を日頃から把握している産業医が面接指導等の実施に直接従事することが望ましい」との考えを示しています。このことから、大阪市教育委員会事務局としましては、学校園の状況をよく把握していただいている学校産業医の先生方に面接指導を行っていただきたいと考えていますので、ご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

Q3. ストレスチェックの面接指導は大阪府医師会への委託事業になっているが、この場合、大阪市教育委員会は面接指導に関与せず、責任も負わないということか。

A3. 法改正でストレスチェック制度が事業者には義務付けられたことを受け、大阪市教育委員会事務局では平成 28 年度に「大阪市立学校園教職員ストレスチェック制度実施要綱」を定め、体制を整備して、事業者として制度全体に責任をもって業務を進めています。

面接指導につきましても、大阪市教育委員会事務局の「学校産業医業務マニュアル」にしたがって業務を進めるようお願いしており、ご不明な点については大阪市教育委員会事務局までお問い合わせいただくこととしています。委託事業につきましては、大阪市教育委員会事務局が責任を負わないということではございませんので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

Q4. 面接指導に従事するかどうかに関わらず、ストレスチェック制度全般にわたっての責任が、学校産業医にかかってくることはあるのか。

A4. 「大阪市立学校園教職員ストレスチェック制度実施要綱」では、実施者を大阪市教育委員会事務局教務部医務主幹（医務監）、実施事務従事者を教務部教職員給与・厚生担当、実務担当者を校園長等（校園長、副校長、教頭、衛生管理者又は衛生推進者等）と定めており、学校産業医を直接の従事者とは位置付けておりません。従いまして、学校産業医が制度全般にわたって責任を負うことはございません。

（実施時期・場所等）

Q5. 面接指導の実施時期はいつ頃になるのか。

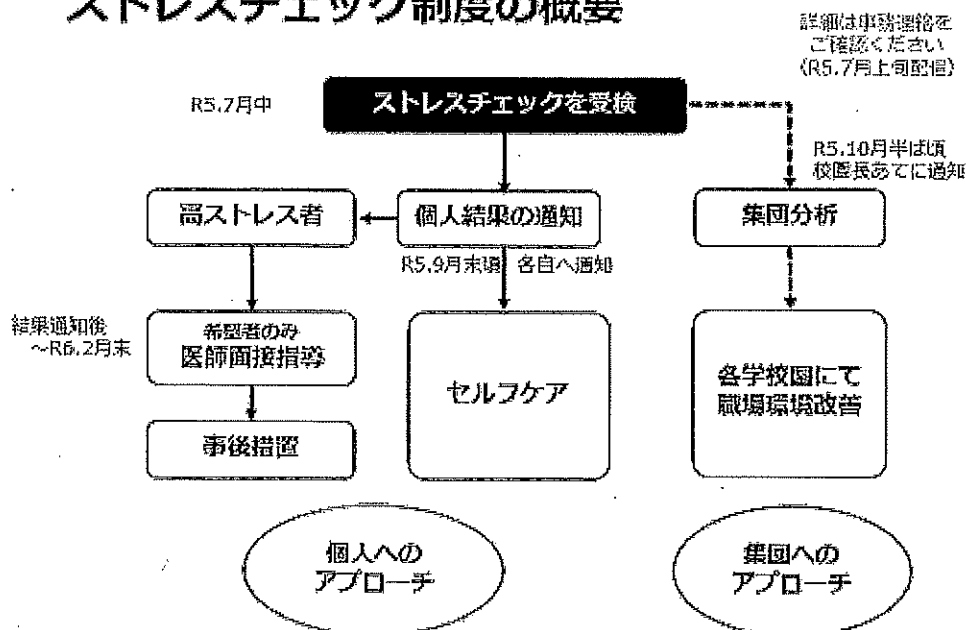
A5. 大阪市教育委員会事務局における令和 5 年度の教職員のストレスチェックでは、個人結果通知は 9 月末頃になる予定です。その際、高ストレス者に対して、面接指導申出書を同封し、面接指導を勧奨します。また、12 月頃に面接指導の再勧奨を行う予定です。

面接指導は本人からの面接指導の希望申し出から概ね 1 か月以内に実施することとされておりますので、10 月から 2 月末頃の実施となると見込んでおり、委託期間満了となる 3 月 31 日までに実施していただくようお願いいたします。

校園長等から面接指導の日程調整の連絡が入りましたら、ご対応くださいますよう、お願いいたします。

<参考：令和5年度ストレスチェック事前対策資料（管理職向け）>

ストレスチェック制度の概要



Q6. 面接指導の実施場所は、学校園、診療所等のいずれでもかまわないのか。

A6. 面接指導を行っていただく場所は、学校園、または面接指導医の診療所等を想定しております。実施場所の選定にあたっては、①面接指導の内容のみならず面接指導を受けるといふことも含めた秘密が厳守されること、②被面接者がリラックスした状態で面接指導を受けることができること、③被面接者が勤務時間内に面接指導を受けられるよう利便性も考慮すること、等に十分ご配慮いただき、学校園担当者と協議のうえ、選定してください。

Q7. 面接指導を診療所等で行う場合、特に留意することはあるか。

A7. 診療所等での面接指導は、プライバシーの保たれた適切な環境下で行ってください。診察室で行う場合は、対象者に診察と誤解されないよう、事前に面接指導である旨を説明してください。また面接指導の記録は診療所の診療録ではなく、必ず学校産業医業務マニュアルの「就業上の措置に係る意見書」【様式1】及び「健康相談・面接指導記録」【様式2】(P41)をご使用ください。

さらに、個人情報の受け渡しを学校園以外の場所で行うことになりますので、くれぐれも紛失、漏えい等の事故がないよう、厳重な取扱いに向けて事前に学校園担当者と入念な打ち合わせを行ってください。

(ストレスチェック面接指導業務の扱い)

Q8. 学校産業医として、長時間勤務にかかる面接指導や一般の健康相談などの業務を行うなかで、内容がメンタル面に及ぶこともあるが、ストレスチェックの面接指導とどのように区別されるのか。

A8. ストレスチェックの結果、高ストレスにより医師による面接指導が必要であると実施者（大阪市教育委員会事務局教務部医務監）が認めた場合、実施者は個人結果の通知時に、本人へ面接指導の勧奨を行います。これに応じて、「面接指導申出書」の提出のあった教職

員に対して、面接指導医の先生方におこなっていただくのがストレスチェックの面接指導です。通常業務とは別立て報酬の業務として大阪市教育委員会事務局が大阪府医師会に委託している事業となります。長時間勤務にかかる面接指導や一般の健康相談は、内容がメンタル面に及ぶ場合であっても学校産業医の通常業務となりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

(実施にあたっての必要書類等)

Q9. ストレスチェックの面接指導を行うにあたり、必要書類の作成や、学校との書類の受け渡しなどが分かりにくいので、簡潔に示してほしい。

A9. 業務の大まかな流れと必要書類につきましては、別紙「ストレスチェック制度面接指導フロー」をご参照ください。作成・ご提出いただく書類は、学校園あてのもののみとなり、大阪府医師会へのご提出書類はございません。詳細につきましては、「面接指導実施要領」をご参照ください。

<お問い合わせ先>

大阪市教育委員会事務局
教務部 教職員給与・厚生担当
電話 06-6208-9138

ストレスチェック制度 面接指導フロー（必要書類等の流れ）

1 面接指導の申出（本人 ⇒ 校園長等）

- 高ストレス者には、個人結果返却時に「面接指導申出書」を同封しています。
- 面接指導を希望する教職員は、校園長等に「面接指導申出書」を提出します。

2 面接指導の日程等調整（校園長等 ⇄ 面接指導医）

- 校園長等より、面接指導の実施をご依頼し、面接日時や場所等を調整させていただきます。

3 面接指導に先立つ情報提供（校園長等 ⇒ 面接指導医）

- 面接指導に先立って、校園長等が次の資料を準備し、事前にご提供します。

- ① 教職員別勤務状況及び職場状況報告書
- ② 教職員健康診断票
- ③ 過去の面接記録（過去に面接等を行っている場合のみ）
- ④ 勤務状況に関する資料
- ⑤ 面接指導申出書

4 面接指導にあたっての書類等の準備・提供（校園長等、本人 ⇒ 面接指導医）

- 面接指導にあたり、校園長等が次の書類（様式等）を準備し、ご提供します。

- ⑥ 就業上の措置に係る意見書兼措置実施結果記録（様式 1） →【提出必須】
- ⑦ 健康相談・面接指導記録（様式 2・表面） →【本人同意を得た情報のみ提出】
- ⑧ うつ病の簡便な構造化面接法（様式 2・裏面） →【本人同意を得た場合のみ提出】
- ⑨ メンタルヘルス相談窓口のご案内（資料 9）
- ⑩ 教職員の健康管理に関する情報提供書・依頼書（様式 4） →【必要時提出】

- 面接指導時、本人が次の書類を持参します。（※面接指導の終了後、本人にご返却ください。）

- ⑪ ストレスチェック個人結果
- ⑫ 医師による面接指導事前問診票（別紙 5）

5 面接指導の実施（本人 ⇄ 面接指導医）

- 面接内容を、「⑥健康相談・面接指導記録（様式 2・表面）」にご記入ください。
- 必要時、「⑩教職員の健康管理に関する情報提供書・依頼書（様式 4）」をお使いください。

6 面接指導の終了後（面接指導医 ⇒ 校園長等）

- 「⑥就業上の措置に係る意見書兼措置実施結果記録（様式 1）」を作成いただき、「⑥健康相談・面接指導記録（様式 2・表面）」は同意を得た情報のみ記載し、校園長等にご提出ください。
- 「⑪ストレスチェック個人結果」「⑫医師による面接指導事前問診票（別紙 5）」は本人にご返却ください。

<学校園用：提出書類最終チェックリスト>

- ☐ （必須）就業上の措置に係る意見書兼措置実施結果記録（様式 1）
- ☐ （同意得た情報のみ）健康相談・面接指導記録（様式 2・表面/裏面）
- ☐ （必要時）教職員の健康管理に関する情報提供書・依頼書（様式 4）

○ストレスチェック制度全体の流れ(点線囲み内は令和5年度の実施時期を示す)

ストレスチェック制度において、下図の太枠色付け部分が面接指導医、二重枠が学校産業医の業務となります。

